## 審查基準 • 標準処理期間整理票

処分の内容		排水設備の計画の確認				
根拠法令及び条項		蓮田市農業集落排水処理施設条例第6条				
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)					
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)					
【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 蓮田市農業集落排水処理施設条例第6条 蓮田市農業集落排水処理施設条例施行規程第3条						
審査基準設定年月日		平成9年10月1日	審查基準 最終変更年月日	年	月	日
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して9日以内) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)				
標準処理期間設定年月日			標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日
所管部署		上下水道部 下水道課				
備考						

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○蓮田市農業集落排水処理施設条例

(排水設備の計画の確認)

- 第6条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、 申請書に必要な書類を添付して提出し、その計画が前条の規定に適合するものであるこ とについて、管理者の確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認を受けた者で、その確認を受けた事項を変更しようとするときは、申請書 に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水 設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更で管理者が定めるものにあっては、 これを要しない。
  - ○蓮田市農業集落排水処理施設条例施行規程

(排水設備の計画の確認)

- 第3条 条例第6条第1項の規定により排水設備の新設等の確認を受けようとする者は、 様式第1号の排水設備計画確認申請書に次に掲げる書類を添え、工事着手目の10日前ま でに管理者に提出しなければならない。この場合において、家屋の状況により数人で共 同して新設等をするときは、代表者を定め、代表者が申請するものとする。
  - (1) 排水設備の新設等をしようとする土地(以下「申請地」という。)の案内図
  - (2) 次に掲げる事項を表示した平面図
    - ア 申請地の形状及び境界線並びに付近の道路の配置
    - イ 申請地内にある建築物並びに台所、浴室、洗濯場及び便所その他汚水を排除する 設備並びに公共汚水ますの配置
    - ウ 排水管の種類、形状、寸法、勾配、配置及びます等の配置
    - エ 阻集器、油脂遮断装置その他の除害施設又はポンプ施設を設けるときは、その配置
  - (3) 除害施設(スクリーン方式は除く。)又はポンプ施設を設けるときは、その形状、 寸法及び能力を表示した図面
  - (4) 他人の土地に排水設備を設置しようとするときは、その土地の所有者の承諾書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 2 条例第6条第2項の規定による確認を受けた事項を変更しようとする者は、前項の申 請書に当該変更に関係する書類を添えて、工事着手日の10日前までに、管理者に提出し なければならない。
- 3 管理者は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、様式第2号の 排水設備計画確認通知書により申請者に通知するものとする。